

令和5年度 東住吉区地域福祉サポート事業計画書

1. 実施体制

「サポートセンター」 開設：祝日・年末年始を除く月曜日～金曜日の9：00～17：30

	職 種	勤務形態（常勤専従など）	氏 名
従事者の勤務体制	業務責任者	常勤兼務	郷原 恵子
	業務責任者補助員（コーディネーター）	常勤専従	鮫島 智子

「地域相談窓口」 開設：祝日・年末年始を除く月曜日～金曜日の9：00～17：30のうち各地域3時間

	地 域	相談窓口 設置場所	勤務時間	氏 名
従事者の勤務体制	育 和	育和社会福祉会館	9:30～12:30	上 阪 美 穂
	桑 津	桑津会館	9:00～12:00	筏 谷 勝 義
	北田辺	北田辺会館	10:00～12:00 13:00～14:00	芝 眞 澄
	今 川	今川地域振興センター	9:30～12:30	藪 本 美由起
	田 辺	田辺会館	10:00～12:00 13:00～14:00	玉 岡 祥 代
	南田辺	南田辺会館	(月・水・金) 10:00～12:00/13:00～14:00 (火・木) 10:00～13:00	和 田 幸
	東田辺	東田辺会館	9:30～12:30	松 下 美佳子
	南百済	南百済会館	10:00～13:00	大 東 美津子
	湯 里	湯里社会福祉会館	9:30～12:30	小 野 知恵子
	鷹 合	鷹合西会館	9:30～12:00 13:00～13:30	本 田 美保子
	矢田北	矢田北会館	(木・金) 9:00～12:00 (月～水/第3木) 13:00～16:00	伊 藤 淳 子
	矢田東	住道矢田福祉会館	10:00～13:00	青 野 清 美
	矢田中	矢田中ひまわり会館	10:00～12:00 13:00～14:00	佐 藤 典 子
	矢田西	南部文化 コミュニティセンター	10:00～12:00 13:00～14:00	阪 口 奈 生

「東住吉区地域福祉サポートセンター」の運営

目的	目標	行動計画(方法)
「地域福祉サポーター」の育成と支援	「地域福祉サポーター」が円滑に業務に取り組めるよう育成を図る。	連絡会において毎月地域が前月の事例発表のうえ意見交換をすることで、相談対応をはじめ必要に応じた関係機関へのつなぎをスムーズに行えるよう、技術の向上を図る。
		初めて地域福祉サポーターになっても、相談された内容を関係機関等につなげたり、適切な連絡先を伝えられるよう事務局及びサポーターとの日頃からの連携を行う。
		また、地域福祉サポーターにノートパソコン及びスマートフォンを導入し環境を整えていることから、業務を円滑に進められるよう使い方の指導や助言を行うと共に、パソコン等を駆使した連絡調整を図るようにする。
広報活動の充実	各14地域の「地域福祉サポーター」の氏名や業務内容を掲載したチラシを作成し、周知活動を行う。	広報紙にサポーターの役割や活動状況を取り入れた掲載を行い、区役所の転入パックにチラシを同封し相談窓口としての役割をアピールする。 また、ホームページ、ブログ等SNSを活用した周知を図る。 各地域福祉サポーター名と業務内容を掲載したチラシを作成し、地域福祉サポーターが地域に配付し周知を図る。
地域住民のニーズ及び地域福祉課題の把握	アンケート調査・聞き取り調査等を実施する(2回以上)	地域での困りごとや生きづらさの声を拾えるよう民生委員と協力して、民生委員が気になる方の家庭にポスティングを行う手法及び子育て世代に特化した子どもの居場所等でのアンケート調査を実施する。

2. 【「地域相談窓口」の運営】

目的	目標	行動計画(方法)
高齢者等の日常生活における相談対応	個別相談に対しての情報提供を行う。	相談者に対して、介護や日常生活における相談先等について情報提供する。
	個別相談に対しての情報発信を行う。	日常的に区役所や区社協、近隣の関係機関から入手する情報を掲示板や回覧版等も活用しタイムリーに発信する。
専門機関、関係機関等との連絡調整	相談者を適切に専門機関、関係機関へつなぐための連携を図る。	常に相互に連絡を取り合い関係機関の情報を把握する。
	複合的な課題を抱えた人を相談支援機関につなぐための連絡調整を行う(「地域ケア会議」「つながる場」等への参加)。	地域包括支援センターや区役所、区社協と個別支援のための地域ケア会議やネットワーク会議に参加する。

3. 【見守り相談室との連携】

目 的	目 標	行動計画（方法）
見守り相談室との連携により、地域住民による「要援護者」に対する見守りや助け合い活動への支援	要援護者に対する地域住民による見守りや助け合い活動と見守り相談室の活動との連携を行う。	「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」における「要援護者名簿」登載者と地域が独自に見守りされている方は全てが一致しているわけではなく、見守りの必要性に応じて「見守り相談室」に情報提供されるよう、連絡調整を行う。
	地域住民が「要援護者」等の異変を察知した場合に支援を行う。	地域住民等から孤立死が疑われるケースについて通報を受けた際、「見守り相談室」と連携して近隣住民への聞き取りや、関係機関による安否確認が円滑に進むよう支援を行う。
	地域における「ゆるやかな見守り活動」への支援を行う。	身近な地域住民相互による見守り活動を推進することで、地域で孤立することなく住み続けられる地域となる「みんなで支えあう地域」づくりを推進する。

4. 【生活支援コーディネーターとの連携】

目 的	目 標	行動計画（方法）
生活支援コーディネーターとの連携により、「地域包括ケアシステム」の構築及び高齢者等が地域福祉活動に参加するきっかけとなる居場所・つながりづくりを支援	地域福祉活動の周知を行う。	地域福祉活動に関心はあるものの、情報不足から参加に至っていない人に対して、ふれあい喫茶などの誰もが参加できる活動の場やイベント等の活動情報を提供する。
	地域課題やニーズを住民同士で共有し解決策を話し合う場を作ることにより、支えあい活動を推進する。	地域課題やニーズを住民同士で共有し解決策を話し合う場を作ることにより、支えあい活動を推進し、みんなで支え助け合う地域づくりをめざす。
	新たな居場所とボランティアの発掘を行う。	居場所づくりなどの地域福祉活動やボランティア活動を支援するとともに、地域福祉活動を担う人材の発掘と育成に寄与する。

5. 【区・区社協との連携】

目 的	目 標	行動計画（方法）
地域福祉課題の情報収集と課題解決に向けた取り組みへの支援	14地域の地域福祉課題（情報）を把握するとともに、課題解決に資する取り組みを区・区社協と連携して実施する。	区社協が情報共有会議や地域懇談会で把握した地域福祉課題について共有の機会を持ち、地域の福祉ニーズを共有する。